

## 平成21年度 学長、学部長、研究科長及び 文化・芸術研究センター長特別研究費の研究成果について

本学では、教員の研究を支援するため、学長・学部長特別研究費の制度を設けています。

この制度は、本学における課題テーマに沿って申請された教員研究（個人・グループ）の中から、優れた研究に対し特別研究費を配分するもので、学長及び学部長が審査し、大学運営理事会の審議を経て決定しています。

研究の成果は広く公開する必要があるとの観点から、研究終了後1年以内に学内の紀要または学会等での発表を義務付けるとともに、平成21年度に配分された特別研究の成果をまとめ、この成果報告書としましたので、本学図書館に備えて一般の閲覧に供します。

(平成23年6月 担当 教務室)